

令和4年度

被扶養者（特別認定該当者）
資格確認のしおり



公立学校共済組合三重支部

R4.7

目 次

被扶養者（特別認定該当者）の資格確認について	1
1. 資格確認とは？	1
2. 対象者は？	1
3. 書類作成上の注意点	1
4. 添付書類について	2
被扶養者の要件について	4
被扶養者の取消手続きについて	5
提出書類一覧	6
提出書類記入例	7
所得証明書添付事例	13
事業所得者の経費の取り扱い一覧	16
Q & A	17

被扶養者（特別認定該当者）の資格確認について

1. 資格確認とは？

特別認定を受けている被扶養者（給与条例上の扶養手当支給対象にはならないが、共済組合の被扶養者要件を満たしている方）には、引き続きその被扶養者としての要件を満たしているか確認（資格確認）を毎年受けさせていただきます。

被扶養者は、組合員に生計を維持され、収入等の被扶養者要件を満たすことにより、組合員と同様の共済組合の医療給付（主に医療機関を受診する際の被扶養者証【保険証】の使用）を受けることが可能ですが。掛金【保険料】の負担もありません。このため、昨年中に共済組合の被扶養者要件を欠いていなかったか、当年も被扶養者要件を欠くことがないかについて確認させていただきます。

期限内に手続きを完了しなかった方については、被扶養者証が無効になり、共済組合が負担した医療費又は各種給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

2. 対象者は？

資格確認の対象者は、当年7月1日時点において特別認定を受けている被扶養者です。

ただし当年4月1日以降に、新規又は認定区分変更で特別認定を受けた被扶養者は対象外となります。ただし、4月1日に組合員転入により他共済から引き続いて特別認定を受けた被扶養者は資格確認の対象となります。

なお、当年4月1日以降に任意継続組合員から現職の組合員になった方や、他共済組合から転入してきた組合員で、他共済組合でも特別認定であった被扶養者が引き続き当共済組合でも特別認定となっている場合は資格確認の対象となります。

被扶養者としての要件を満たしている	⇒	この通知に基づき、特別認定（資格確認）の手続きを行ってください。
被扶養者としての要件を満たしていない	⇒	速やかに被扶養者取消の手続きを行ってください。（P5参照）

3. 書類作成上の注意点

（1）被扶養者特別認定申請書※¹

- ア. 資格確認の専用様式で作成してください。ただし、通常の被扶養者特別認定申請書でご提出いただいても承ります。
 - イ. 続柄、性別、年号は裏面のコード表を参照してください。
 - ウ. 所属所受付印（市町費職員の方は市町教委等受付印）を忘れずに押印してください。

（2）扶養の申立書※¹

- ア. 認定を受けようとする被扶養者1名につき1枚作成してください。
- イ. 認定を受けようとする被扶養者が組合員と別居している場合
 - ・ 金銭援助の有無及び金額を必ず記入してください。
 - ・ 送金額には、生活費（衣食住に関わるもの）の合計月額を記入してください。

なお、共済組合の被扶養者認定においての同居・別居の区分はあくまで生活実態がどうであるかによって判断します。組合員と認定を受けようとする被扶養者の住民票上の住所が同じであっても実際は別居である場合、別居として扱います。

ウ．認定を受けようとする被扶養者の収入の有無

- 収入の有無の欄は、当年1月から12月までについて、漏れなく記入してください。
- 収入（見込みを含む。）がない場合は、「無」を「○」で囲み、見込額に0円と記入してください。
- 収入には所得税法上非課税となるもの（給与の中の通勤手当、遺族年金、障害年金など）や個人年金の総額を含みます。

工．家族構成については、以下に該当する方を漏れなく記入してください。

- 組合員と同一世帯に属する家族全員（認定を受けようとする被扶養者を含む。）
- 認定を受けようとする被扶養者に対して、組合員と同等以上の扶養義務を負う方

オ．扶養しなければならない事情について

- 就労できない事情などを具体的に記入してください。
- 認定を受けようとする被扶養者が別居している場合は、その理由及び金銭援助の方法を記入してください。

※1. 各用紙は公立学校共済組合三重支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）のトップページ「お知らせ」一覧の「被扶養者（特別認定該当者）の資格確認」からダウンロードすることができます。（以下、当しおりP1からP5までの※1の注意事項としてすべて適用します。）

4. 添付書類について

(1) 義務教育以下もしくは高校生（全日制のみ）以外の被扶養者は所得証明書を添付してください。所得証明書の添付については、P13～P15で確認してください。

(2) 高校生（全日制のみ）は所得証明書に代えて在学証明書を添付していただければ構いません。他の学生（定時制・通信制の高校生、大学生、専門学校生等）は、在学証明は不要です。

(3) 被扶養者と組合員が別居している場合は、組合員からの金銭援助の事実が確認できる次のいずれかの書類を添付してください。

ア．預金通帳の写し（複数回の送金及び口座名義人の確認できる部分）

イ．送金依頼書の控え又はそれに類するものの写し（複数回の送金が確認できるもの）

ウ．組合員が認定を受けようとする被扶養者の生計を維持していることが、認定の大前提となるため、別居している被扶養者に対して、送金を組合員が行っていない場合は認定を受けることはできません。ただし、やむを得ない事情により、組合員の代わりに組合員と同居の親族が、組合員の資金により送金を行っている場合は、その事情を「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならない事情」に詳細に記入してください。

(4) 生活費等の支援を送金ではなく手渡しで行っている場合は、作成例を参考に「どのくらいの頻度で」「誰から誰に」「いくら」渡しているかが確認できる申立書を、認定を受けようとする被扶養者が作成し提出してください。(P10 参照)

また、「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならない事情」にもその旨を記入しておいてください。

(5) 被扶養者に収入がある場合、詳細が分かる次のような書類を添付してください。

ア. 給与所得者の場合で、昨年1月から昨年12月までの間に給与収入がある場合は、勤務先が発行したその期間に係る「給与支払実績証明書」又は「給料明細の写し」(いずれも非課税分を含み月額及び年額の総支給額が確認できるもの)を添付してください。

当年1月から当年12月までの間に給与収入（見込を含む。）がある場合も、同様にその期間の「給与支払見込（実績）証明書」を添付してください。支払済みの分に関しては「給料明細の写し」でも構いません。つまり、合計で24ヶ月分の給与額が分かるものをご提出いただことになります。なお、途中で退職している場合は、その旨を記載してください。

今後の見込みについて、不定期のアルバイトであること等が理由で勤務先から給与支払見込証明書が発行されない場合は、P12を参考に過去の実績等を基礎として組合員又は被扶養者自身で算出した見込額（非課税分を含み月額及び年額の総支給額）を申立書として作成し、実績分については、「給料明細の写し」等も添付したうえで、「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならない事情」には給与支払見込証明書が徴収できない理由を組合員が詳しく記入してください。

退職を理由に被扶養者となった方のうち、所得証明書に記載された給与収入が被扶養者となる前の収入のみであり、かつ被扶養者となった以降は給与収入が無い場合は、給与額の分かるものとしては「退職の源泉徴収票の写し」を添付いただければ構いません。

イ. 営業、不動産、農業、漁業などによる事業所得がある方は、直近の確定申告書の写し及び収支内訳書の写しを添付してください。

ウ. 株等の譲渡収入がある方は、取引証券会社が発行する「特定口座年間取引報告書」又は確定申告書に添付する「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の写しを添付してください。株式の配当がある場合は、その金額が確認できる書類を添付してください。

エ. 年金受給者（障害、遺族年金及び個人年金を含む）は直近の年金振込通知書等の写し（年金額に改定があった場合は最新の年金額改定通知書の写し可）を添付してください。

オ. その他、収入がある場合はその収入の詳細が確認できる書類を添付してください。

(6) 認定を受けようとする被扶養者に対して、組合員以外に扶養義務者がいる場合、組合員及び扶養義務者の所得証明書をP13～P15を参考に添付してください。その他、組合員以外の扶養義務者に給与収入以外の収入がある場合の取扱いは上記（5）のイからオと同様とします。

被扶養者に対して、複数の扶養義務者（子に対して両親など）がいる場合、扶養義務者の中で最も収入が多い者の扶養に入っていますことになります。複数の扶養義務者の中でも組合員が最も収入が多いと確認するために被扶養者以外の所得証明書等をご提出いただております。

被扶養者の要件について

1. 被扶養者の収入状況

認定を受けようとする被扶養者に対して、組合員が主たる生計維持者であり、かつ被扶養者の収入が下記の基準額未満でなければ認定できません。

	年額	月額（3か月連続）	日額
障がいを事由とする公的年金受給者 又は60歳以上の公的年金受給者	180万円 〔他の収入との 合算額〕	15万円 〔他の収入との 合算額〕	5,000円 〔雇用保険 併給時のみ〕
上記以外の方	130万円	108,334円	
雇用保険の失業給付受給者			3,612円

○ 共済組合の被扶養者認定における収入とは？

【パート、アルバイトなどによる給与収入】

総支給額とし、非課税のものを含みます。（例：通勤手当、各種諸手当など）

【営業、不動産、農業、漁業などの事業所得】

所得税法上の所得とは異なります。確定申告書及び収支内訳書を参照し、社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費を、総収入から控除して算出します。

（注）共済組合の被扶養者認定において、経費と認められるものとそうでないものについては、P16【別表】
「被扶養者認定における事業所得者の経費の取り扱い一覧」を参考にしてください。

【年金収入】

所得税法上非課税とされている遺族年金、障害年金の他に個人年金も収入に含みます。

年金収入額は所得税法上の所得額ではなく、年金決定額（年金証書等（年金額に改定があった場合は、最新の年金額改定通知書等）に記載された金額）で判断します。

2. 別居の被扶養者に対する送金の状況

組合員からの送金額が次の基準額を満たしていないなければ認定できません。

$$\text{組合員からの送金額} \geq \frac{\text{被扶養者の収入} + \text{組合員からの送金額} + \text{組合員以外からの送金額}}{3}$$

3. 扶養義務者の収入比較

被扶養者に対して、組合員と同等以上の扶養義務を負う方がいる場合、組合員の収入がその他の扶養義務者の収入を下回っていると、原則として認定できません。（休業中の組合員は除く。）

被扶養者の取消手続きについて

1. 提出書類

被扶養者が被扶養者要件を欠く（欠いていた）場合には、「被扶養者〔取消〕申告書」※¹及び「（該当被扶養者の）公立学校共済組合組合員被扶養者証」等に、要件を欠いていたことが分かる以下の書類を添付して提出してください。

届出が遅れた場合、該当被扶養者の資格喪失日（被扶養者の要件を欠いた日）以降に共済組合が負担した医療費や各種給付金を遡って返還いただくことになります。

取消事由の区分		添付書類※ ⁴
就職	健康保険など、他の公的医療保険制度の被保険者資格を取得	健康保険被保険者証※ ² の写し又は事業主発行の就業証明書など（就業開始日が確認できるもの）※ ³
	上記以外	事業主の就業証明書など（就業開始日が確認できるもの）※ ³
所得が限度額を超過 （見込み含む）	（不定期の）アルバイト・パート収入が3か月連続して限度額を超過	限度額を超過した3か月分とその直前の給与明細書の写し又は事業主発行の給与支給証明書
	年金の受給開始	年金決定通知書の写し
	年金額の改定	年金額改定通知書の写し
	雇用保険の受給開始	雇用保険受給資格者証の写し
	事業所得が限度額を超過	確定申告書（収支内訳書を含む）の写し
その他の事由によるもの		取消事由及び事由発生年月日が確認できるもの

※2. 市町村の国民健康保険の被保険者証の写しは不可です。

※3. 内定（採用）通知書や採用試験合格通知書は不可です。また、就業開始日以降に作成されたものを提出してください。

状況に応じて上表以外の提出をお願いする場合がありますので、予め御了承ください。

65歳未満の組合員の被扶養者となっている20歳以上60歳未満の配偶者は、被扶養者の資格喪失に伴い「国民年金第3号被保険者」の資格も喪失します。

配偶者が被用者保険（国民健康保険以外の健康保険）に加入する場合以外は、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。また、本人で国民年金第1号被保険者の資格取得手続きを市町村の窓口で行っていただく必要があります。

手続きの詳細は、住民票のある市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

被扶養者特別認定申請（資格確認）提出書類一覧

提出書類				区分	備考
○歳～ 義務教育 ※2	高校生 (全日制)	その他			
被扶養者特別認定申請書 ※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	必須	
扶養の申立書 ※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
認定を受けようとする被扶養者の所得証明書（原本）			<input type="radio"/>		
在学証明（原本。学生証の写し等は不可）		<input type="radio"/>			
【別居の場合】 送金事実が確認できるもの（通帳の写しなど）※3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	該当する場合に添付	口座の名義人が確認できる部分も必要 手渡しの場合は被扶養者からの申立書でも可
【被扶養者に収入がある場合】※4 総収入が確認できる書類 (右に例示した以外にも収入がある場合は、その収入の詳細が分かるものをご提出ください)		<input type="radio"/>			勤務先で作成された毎月の給支給額が記載されたもの。昨年1月から当年12月までの2年間、各月分が必要 支給済みのものに関しては給与明細の写しでも可
【給与収入がある方】 給与支払（見込）証明書			<input type="radio"/>		
【年金（個人年金含む）を受給中の方】 年金額が分かるものの写し			<input type="radio"/>		最新の年金額が確認できるもの（振込通知書など） 源泉徴収票は不可
【事業所得がある方】※5 確定申告書の写し			<input type="radio"/>		収支内訳書も必要
【被扶養者に対して、組合員の他にも扶養義務者がいる場合】 扶養義務者（組合員を含む）の収入額が確認できるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		※5 事業所得がある場合は、確定申告書の写し（収支内訳書を含む）も必要
扶養義務者（組合員を含む）の収入額が確認できるもの（非課税の収入も含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		※6 その他所得証明書で詳細が確認できない収入（障害・遺族年金、個人年金など）がある場合
【日本国内に認定対象者の住民票がない場合】 国内居住要件の例外事由を確認できる書類 ※7	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

※ 1. 用紙については、公立学校共済組合三重支部のホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) からダウンロードすることができます。

※ 2. 高校生であっても定期制や通信制の場合の区分は「その他」に該当します。

※ 3. 組合員から認定対象者に対して、複数回送金していることが確認できるものが必要です。

※ 4. 今現在で収入が無くとも所得証明書に収入がある場合は、その収入額が分かるものを提出してください。給与収入が扶養に入る前の収入である場合は、月々の明細や証明書でなく、退職の源泉徴収票でも構いません。

※ 5. 事業所得とは、営業・不動産・農業・漁業・山林所得、株式配当などを指します。

※ 6. 所得証明書の添付が必要な方については、「所得証明書添付事例」※ 1 でご確認ください。

昨年と比べて収入に変動がある場合は、それを証明する書類も必要です。（復職・離職辞令や年金振込通知書の写しなど）

※ 7. 国内居住要件の例外事由を確認できる書類とは以下のもの指します。

例外該当事由	添付書類
① 外国に一時的に留学する方	査証（ビザ）または外国の学校に在籍していることが確認できるもの（学生証、在学証明書または入学証明書等の写し）
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証（ビザ）、組合員の海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期に渡り渡航する方	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方	個別に判断しますのでお問い合わせください。

被扶養者の続柄・現況等によっては上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承ください！

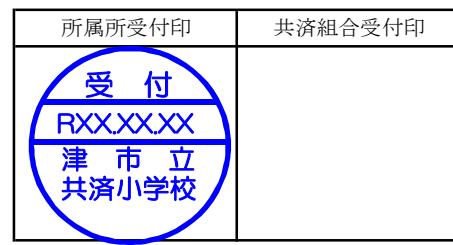
提出書類記入例

様式は当支部ホームページ（URL <https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

提出期限までは三重支部トップページの「お知らせ」コーナーにも掲載しています。

記入例

被扶養者特別認定申請書 (資格確認用)



所属コード	所属所名	組合員氏名	組合員証記号番号
452000	共済小学校	公立 太郎	公立三重 09876543

続柄 (コード)	フリガナ	性別	生年月日				職業	年間収入推計額	
	認定を受けようする者の氏名		年号	年	月	日			
長男 (11)	コウリツ キョウタ 公立 共太	14	10	05	06	大学生	360,000 円		
同居・別居 の区分	居所(実際に居住している住所) (都道府県名から記載。アパート名等及び部屋番号を含む。)								
同居・別居	101-XXXXX	東京都千代田区神田○一〇一〇 コーポ×× 111号室							
国内居住要件 の例外コード	郵便番号	住所(住民票上の住所) (都道府県名から記載。アパート名等及び部屋番号を含む。)							
()	514-XXXXX	三重県○市○○町○○○番地							

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合三重支部長 様 申告者 住所 三重県○市○○町○○○番地
令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (組合員) 氏名 公立 太郎
TEL 059 - ○○○ - ○○○○

☆☆ 記入上の注意点 ☆☆

- 所属所受付印
必ず所属所で受付を行ってください。
- 組合員証記号番号
組合員証を確認し、組合員証番号を記入（右詰め、頭〇埋め）してください。
- 続柄コード
裏面のコード表で確認し、記入してください。
- 居所、住所
 - 同居・別居の区分は、住民票上でなく、実際の居所において同居・別居の区分を判断して記入してください。同居の場合、右の居所欄は記入不要です。
 - 住民票上の住所は、認定対象者と組合員との同居・別居に関わらず記入してください。日本国内に住民票がない場合は「なし」と記入してください。
 - 国内居住要件の例外コードは、日本国内に住民票がない場合のみ、裏面のコード表を参照のうえ該当するコードを記入し、該当する確認書類を添付してください。

※印があります。

処理年月日	R . .	審査	※	入力	※	発行	送付	※
-------	-------	----	---	----	---	----	----	---

扶養の申立書

【記入例】

裏面も必ず御確認ください！！
(HPからダウンロードした場合・2ページ目)

1. 認定を受けようとする被扶養者について

氏名	生年月日	年齢	同居・別居の別	配偶者の有無
公立 共太	平成10年5月6日	24	同居	1. 有 2. 無(死亡その他)

※ 送金が不定期又は送金額が定額でない場合は、年額÷12(円未満切捨て)にて算出した金額を記入してください。
複数回分の通帳の写しや振込依頼書の写し(金額及び名義の分かるもの)を提出してください。

※ 金銭支援の有無及び金額
100,000 円/月

※ 退職
※ 退職

この欄には、当年1月～12月までの収入(見込)額を記入していただき、収入見込みがある場合には必ずその根拠を示す書類を添付してください。ただし、年金(個人年金を含む。)については、決定額を記入してください。

「所得証明書」に記載されている額は、昨年の1月～12月の所得ですので、御注意ください。
事業所得者の方については、「確定申告書」に記載されている額を当年の収入見込額として取り扱います。事業所得者が資格確認の対象の場合は特に御注意ください。

認定を

年齢	性別	年齢	年齢	年齢
1. 老齢(退職)年金	有・無	0	0	0
2. 年金・給与に関して所得税や介護保険料などが控除される場合は、控除前の総収入額(非課税収入を含む。)を記入してください。		円	円	円
5. 給与(アルバイト含む)	有・無	432,000	円	別紙「給与支払見込証明書」参照
6. 株式・投資信託等	有・無	0	円	
7. 雇用保険	有・無			
8. その他(不動産・営業等)	有・無			
合計(必ず記入してください。)		432,000	円	

給与収入がある場合は、事業主発行の給与支払見込証明書を添付してください。

該当する収入が無い場合は、「無」を○で囲み、見込額に0円と記入してください。

2. 家族構成について (注) 認定を受けようとする被扶養者についても記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業	同居・別居の別		現住所
				前年度	当年度	
組合員	公立 太郎					三重県津市○町○-○
妻	公立 花子			別	同・別	"
長女	公立 良子	H12.2.24	云社員	同・別	同・別	大阪市中央区大手前○丁目○○
長男	公立 共太	H10.5.6	大学院生	同・別	同・別	千代田区神田駿河台○-○
母	公立 富子	S.23.1.1	講師	同・別	同・別	三重県津市○町○-○

組合員から見たそれぞれの続柄を記入してください。

3. 扶養しなければならない事情(必ず記入してください。)

(就労できない事情、別居している場合にはその理由及び送金方法等を具体的に記入してください。)

現在、東京で一人暮らしをしながら大学院に通っている。
アルバイトをしているが、授業や研究等が忙しく、アルバイト収入は一月当たり3～4万円程度である。(別添給与支払見込証明書のとおり)
妻は専業主婦で収入は無く、長男の生計維持は私が行っている。
送金については、私が長男名義の口座へ毎月行っている。(別添通帳の写しのとおり)

(別紙へ記入可)

上記のとおり相違ありません。

公立学校共済組合三重支部長様

所属所名

共済小学校

令和〇年〇月〇日

組合員氏名

公立 太郎

作成例

令和4年 ○月 ○日

公立学校共済組合三重支部長 様

生活費等の手渡しの関する申立書

私（被扶養者）**公立 共太** は、組合員**公立 太郎** から、手渡しで生活費を受け取っており、その内容は下記のとおりであることを申し立てます。

記

1. 頻度 **2ヶ月に1回の被扶養者の帰省時**

2. 金額 **120,000円／月**
(例月 100,000円、ボーナス月は 220,000円)

3. 方法 **組合員が被扶養者に直接手渡している**

4. 他の親族からの送金 有 無

() 円) ※有の場合のみ記入

住 所 : 東京都千代田区神田駿河台〇-〇-〇 〇号室

氏名 : 公立 共太

立印

作成例

給与支払見込証明書

従業員氏名 : 公立 共太

勤務形態 : アルバイト（レジ担当）

記

対象月	給与支払総額 (非課税分含む)	備 考	
令和 4 年 1 月	31,000 円	支給済	・ 見込 2月10日支給
令和 4 年 2 月	29,000 円	支給済	・ 見込 3月10日支給
令和 4 年 3 月	54,000 円	支給済	・ 見込 4月10日支給
令和 4 年 4 月	10,000 円	支給済	・ 見込 5月11日支給
令和 4 年 5 月	45,000 円	支給済	・ 見込 6月10日支給
令和 4 年 6 月	38,000 円	支給済	・ 見込 7月10日支給
令和 4 年 7 月	48,000 円	支給済	・ 見込
令和 4 年 8 月	60,000 円	支給済	・ 見込
令和 4 年 9 月	48,000 円	支給済	・ 見込
令和 4 年 10 月	19,000 円	支給済	・ 見込
令和 4 年 11 月	22,000 円	支給済	・ 見込
令和 4 年 12 月	28,000 円	支給済	・ 見込
合 計	432,000 円		

上記のとおり証明します。

令和 4 年 ○月 ○日

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9

コウリツマート

代表 共 济 厚 夫

代表者印

作成例

公立学校共済組合三重支部長 様

収入見込みに関する申立書

公立 共太 の給与支払見込証明について勤務先の事業所に発行を依頼しましたが、下記の理由により発行されなかつたため、自身で算出した見込額を提出します。

記

1. 勤務先（業種等）

公立三重着物着付け教室（講師）

2. 発行不可能である理由

登録制の日給パートであり、月々の就労が不定期であるため。

3. 見込額及び算出方法

昨年の勤務内容（8,000円／一日、月平均2～4日勤務）を参考に

11月、12月は月8回、それ以外は月4回勤務として算出

対象月	給与支払総額 (非課税分含む)	備 考	
令和4年 1月	40,000 円	実績	・見込 別紙「給与明細（写）」参照
令和4年 2月	24,000 円	実績	・見込 別紙「給与明細（写）」参照
令和4年 3月	16,000 円	実績	・見込 別紙「給与明細（写）」参照
令和4年 4月	16,000 円	実績	・見込 別紙「給与明細（写）」参照
令和4年 5月	24,000 円	実績	・見込 別紙「給与明細（写）」参照
令和4年 6月	32,000 円	実績	・見込 別紙「給与明細（写）」参照
令和4年 7月	32,000 円	実績	・見込
令和4年 8月	32,000 円	実績	・見込
令和4年 9月	32,000 円	実績	・見込
令和4年 10月	32,000 円	実績	・見込
令和4年 11月	64,000 円	実績	・見込
令和4年 12月	64,000 円	実績	・見込
合 計	408,000 円		

上記の内容に相違ありません。

令和4年 ○月 ○日

組合員氏名 : 公 立 太 郎
被扶養者氏名 : 公 立 共 太

所得証明書添付事例（資格確認用）

1. 認定対象者のご家族の「所得証明書」を添付していただく意義について
認定対象者に対して、複数の扶養義務者（子に対して両親など）がいる場合、最も収入が多い者の扶養に入っていたくことになります。複数の扶養義務者の中でも組合員が最も収入が多いと確認するたために被扶養者以外の所得証明書等をご提出いただき、組合員が認定対象者の主たる扶養義務者といえるかを判断させていただきます。

2. このフローチャートを参照するに当たっての注意事項
このフローチャートは「所得証明書」の添付が必要とされる方の事例の一部を表したもので、申請状況に合致する事例が確認できない場合には、当支部の担当者まで直接お問い合わせください。

3. 所得証明書を省略できる場合
認定対象者が全日制の高等学校に在籍している場合、その認定対象者の「所得証明書」は「在学証明書」に代えることができます。
組合員が産前産後休業又は育児休業中の場合は、組合員および他の扶養義務者の所得証明書は省略できます。（新規申請は除く）
所得証明書の添付を求められる組合員以外の扶養義務者が、組合員の普通認定の被扶養者となっている場合や、公立学校共済組合三重支部の組合員である場合は組合員及び扶養義務者の所得証明書を省略できます。
組合員の給与収入が、組合員以外の扶養義務者の総収入よりも多い場合、組合員については給与収入の源泉徴収票の提出で所得証明書の提出に代えることができます。その場合であっても組合員以外の扶養義務者の所得証明書の提出は必要です。

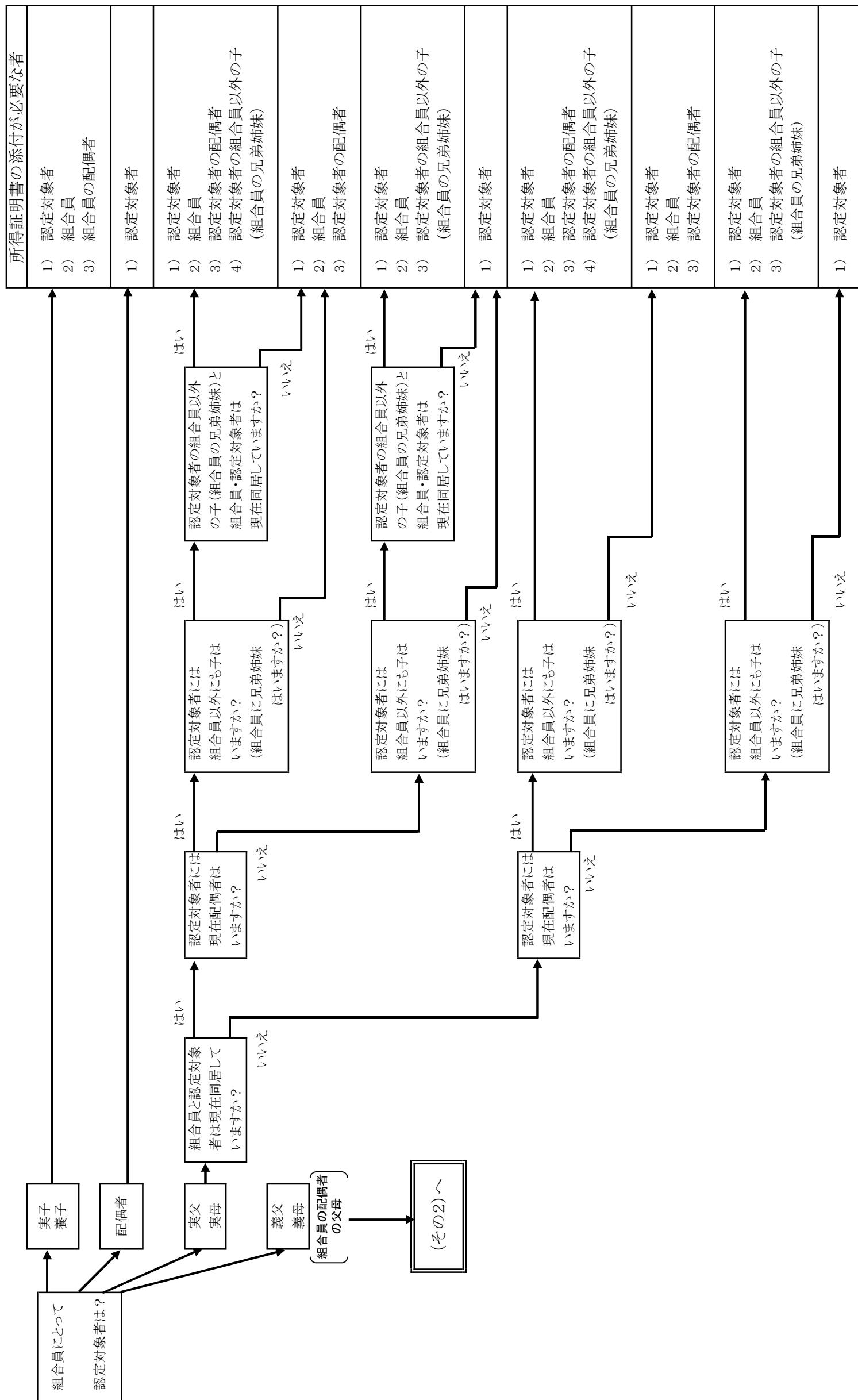
※【参考】特別認定の種類

被扶養者特別認定には3種類の申請があります。

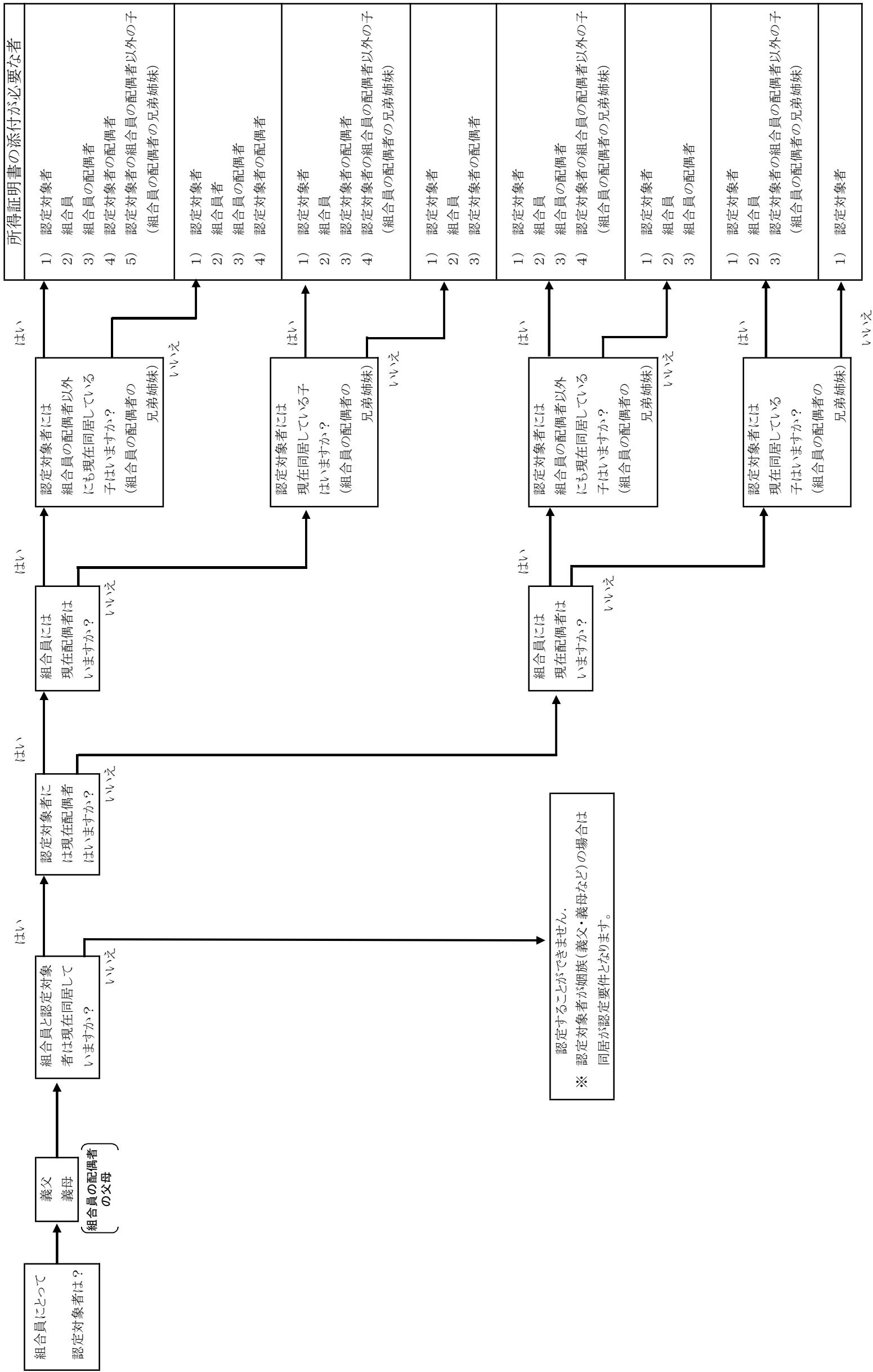
- ① 新規申請　請　…　被扶養者認定（普通認定を含む。）を受けない方が、新たに組合員の被扶養者として特別認定を受けようとする際に行う申請のこと。
- ② 認定区分変更申請　…　組合員の普通認定被扶養者として認定を受けている方が扶養手当（給与上）の認定が取り消されたものの、組合員の健康保険における被扶養者要件を満たしており、引き続き被扶養者として認定されることを希望する際に行う申請のこと。
(例) 普通認定を受けている子が満22歳に到達した年度末を迎えた扶養手当の認定は取り消されるものの、引き続き組合員の健康保険上の被扶養者として認定する必要がある場合に行う申請のこと。
- ③ 繰続申請　請　…　特別認定被扶養者として認定されている方が、過去1年間被扶養者としての要件を満たしていたか及び向こう1年間被扶養者としての要件を欠くことがないかについて確認する際に行つていただく申請のこと。
毎年7月頃に、共済組合から所属所を通じて該当組合員の方へ資格確認の通知をいたします。その通知後に行つていただく申請であり、該当組合員の方から年度初め等に自発的に行つていただいたく申請ではありません。

所得証明書フローチャート（資格確認用）

(その1)



(その2)



【別表】

被扶養者認定における事業所得者の経費の取扱い一覧

改正： 平成26年1月1日

項目番号	科目	該当所得	取扱い
1	給料賃金	一般、不動産	○
2	外注工賃	一般	○
3	雇人費	農業	○
4	小作料・賃借料	農業	○
5	減価償却費	一般、農業、不動産	×
6	貸倒金	一般、農業、不動産	×
7	地代家賃	一般、不動産	○
8	利子割引料	一般、農業	×
9	借入金利子	不動産	×
10	租税公課	一般、農業、不動産	×
11	荷造運賃	一般	○
12	水道光熱費	一般	○
13	旅行交通費	一般	○
14	通信費	一般	○
15	広告宣伝費	一般	×
16	接待交際費	一般	×
17	損害保険料	一般、不動産	×
18	育苗費	農業	○
19	素畜費	農業	○
20	肥料費	農業	○
21	飼料費	農業	○
22	農具費	農業	○
23	農薬衛生費	農業	○
24	諸材料費	農業	○
25	修繕費	一般、農業、不動産	○
26	消耗品費	一般	○
27	福利厚生費	一般	×
28	動力光熱費	農業	○
29	作業用衣料費	農業	○
30	農業共済掛金	農業	×
31	荷造運賃手数料	農業	○
32	土地改良費	農業	○
33	雑費	一般、農業、不動産	△
34	専従者給与		○
35	各種引当金		×

○：必要経費として認められるもの

△：内容によって必要経費として認められるもの

×：必要経費として認められないもの

※ 上記にない費用科目については、その内容が明らかとなる書類を御提出いただいた上で判断します。

Q & A

No.	分類	Q	A
1	認定を受けようとする被扶養者にアルバイトやパート収入(見込)がある場合はその額を確認するなどのできる書類添付するこどなつているが、具体的にどのようなものを添付すればよいのか。	「扶養の申立書（資格確認用）」の「1・認定を受けようとする被扶養者について」の収入の有無欄に記入し、「収入見込み欄に記入してください。」とある場合は、給与支払見込証明書を添付してください。	給与支払見込証明書を添付してくださればよい。
2 給与支払見込（実績）証明書	（上記設問「1」の回答を受けて）不定期に動いているため、事業所から「給与支払見込証明書」を徴収することができない。どのようにしたらよいか。	「扶養の申立書（資格確認用）」の「1・認定を受けようとする被扶養者について」の収入の有無欄に記入し、「収入見込み欄に記入してください。」とある場合は、給与支払見込証明書を添付してください。（支払済分）については、必ず勤務先から発行された給与支払実績証明書又は給料明細の写し（金て）を提出してください。	給与支払見込（実績）証明書を添付してくださればよい。
3	昨年の収入は「所得証明書」で確認することができるにも関わらず、給与支払があつた場合、「給与支払証明書」や「給料明細の写し」を追加添付しなければならないのは何故か。	「所得証明書」で確認することができるのは、あくまで『年間』収入です。被扶養者の認定要件には、「月額108,334円又は150,000円を超過していないこと」というのもあります。年額だけではなく月額についても確認させていたいから、「所得証明書」とは別に昨年各月ごとの給料額を確認することのできる書類が必要となります。	昨年の収入は「所得証明書」で確認することができるにも関わらず、給与支払があつた場合、「給与支払証明書」や「給料明細の写し」を追加添付しなければならないのは何故か。
4	認定を受けようとする被扶養者は別居しているが、生活費等の支援を金融機関の口座振込みではなく、手渡しで行つてい。送金事実を確認できる書類としては、どのようなものを添付すればよいか。	「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならぬ事情」に詳細を記入するとともに、「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならぬ事情」に詳細を記入する申立書」（P10参照。当支部ホームページからダウンロード可）を提出してください。	認定を受けようとする被扶養者は別居しているが、生活費等の支援を金融機関の口座振込みではなく、手渡しで行つてい。送金事実を確認できる書類としては、どのようなものを添付すればよいか。
5	被扶養者に対する送金	母屋と離れ又は隣家に組合員と認定を受けようとする被扶養者が分かれて居を構えている場合であっても、設問のように食事などを共にし、事実上の生計が同一である場合は同居とみなします。「扶養の申立書（資格確認用）」の「3. 扶養しなければならぬ事情」に現況を詳細に記入してください。	被扶養者に対する送金
6	勤務地の関係で、自宅に認定を受けようとする被扶養者を含む家族を残し、組合員のみ単身赴任をしている。頻繁に自宅に戻り家族と生活を共にしているが、このような場合も認定を受けようとする者への送金は必要か。	転勤などの理由で一時的に別居を余儀なくされる場合には、自宅に住む認定を受けようとする被扶養者と同居とみなします。送金の有無は問いませんが、別居の理由及び現況の詳細を必ず「扶養の申立書（資格確認用）」に記載してください。	勤務地の関係で、自宅に認定を受けようとする被扶養者を含む家族を残し、組合員のみ単身赴任をしている。頻繁に自宅に戻り家族と生活を共にしているが、このような場合も認定を受けようとする者への送金は必要か。
7 提出書類	「在学証明書」や「所得証明書」は、写しに原本証明でも対応可能か。	原本を提出してください。写しで対応可能な書類は、次の例のような共済組合への原本提出が不可能なものに限ります。なお、写しでも可能な書類について、所属所長の原本証明は不要です。 【例】確定申告書、収支内訳書、通帳、年金額改定通知書など	「在学証明書」や「所得証明書」は、写しに原本証明でも対応可能か。
8	大学院生の組合員の子が今年の4月1日以降に「認定区分変更」で特別認定被扶養者として認定されているが、今回の共済組合からの通知文書では対象者となつていない。	当年4月1日以降に新規又は認定区分変更で特別認定を受けた被扶養者にては、今回の対象者から省いています。ただし、他共済組合から転入してきた組合員に引き続いで特別認定となつている者は対象者となります。 なお、被扶養者に取消事由が発生した場合は、速やかに取消の手続きを行ってください。	大学院生の組合員の子が今年の4月1日以降に「認定区分変更」で特別認定被扶養者として認定されているが、今回の共済組合からの通知文書では対象者となつていない。
9 その他	今回の共済組合からの通知文書で資格確認の対象となつてゐる被扶養者について、7月1日付けで特別認定から普通認定への区分変更を行つたが、資格確認の必要はあるか。	資格確認を受ける必要はありません。資格確認の対象者は、当年4月1日より前から特別認定を受けおり、かつ当年7月1日時点においても特別認定となつてゐる被扶養者です。	今回の共済組合からの通知文書で資格確認の対象となつてゐる被扶養者が、8月1日付で就職により被扶養者要件を満たさなくなつた。資格確認の必要はあるか。
10	今回の共済組合からの通知文書で資格確認の対象となつてゐる被扶養者が、8月1日付で就職により被扶養者要件を満たさなくなつた。資格確認の必要はあるか。	資格確認を受けていたく必要があります。7月1日時点で特別認定を受けている場合は対象者となりますので必要書類を提出してください。 また、8月1日以降、速やかに被扶養者取消申告を行つてください。	今回の共済組合からの通知文書で資格確認の対象となつてゐる被扶養者が、8月1日付で就職により被扶養者要件を満たさなくなつた。資格確認の必要はあるか。